

## 熊本県健康不安者に対する健診事業実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、水俣病総合対策費補助金交付要綱第3条、水俣病総合対策実施要領第2章等に基づき、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える者のうち、特措法第5条に基づく救済措置（以下、「救済措置」という。）の申請を行わなかった者に健康診査等を実施し、健康不安の解消の一助とすることを目的とする健康不安者に対する健診事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える者のうち、救済措置の申請を行わなかったもので、事業を希望し、登録された者

### (実施方法)

第3条 県は、当該事業を公益財団法人結核予防会へ委託して実施するものとする。

### (事業内容等)

第4条 県は、事業の対象者に対し、年に1回、指定医療機関において、別表1に定める項目の健康診査及び保健指導を、無料で実施する。

### (雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成24年12月21日から施行する。

別表1（第4条関係）

健診項目	診察、問診、身体測定（身長・体重・肥満度・腹囲）、血圧測定、尿検査（糖、蛋白）、赤血球数、血色素、中性脂肪、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GTP、空腹時血糖、ヘモグロビンA1C、視力検査、聴力検査、心電図
------	---